

議案第 76 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和 3 年法律第 37 号) 第 51 条の規定による個人情報保護に
関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) の改正に伴い、関係条例を
整備する必要があるため、本案を提出する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例 (昭和 36
年条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号及び第 9 号を削る。

(瑞穂町情報公開条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町情報公開条例 (平成 12 年条例第 28 号) の一部を
次のように改正する。

目次中「第 22 条」を「第 22 条の 7」に改める。

第 2 2 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を削る。
第 4 章中第 2 2 条の次に次の 6 条を加える。

(審査会の調査権限)

第 2 2 条の 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（前条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この条及び第 2 2 条の 4 において同じ。）に対し、情報（第 7 条第 1 項に規定する決定（第 2 2 条の 5 において「公開決定等」という。）に係る情報（第 2 条第 2 号に規定する情報をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第 2 2 条の 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第 1 項の規定により提示された情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 2 2 条の 4 審査会は、第 2 2 条の 2 第 3 項の規定による資料の提出又は行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 4 条若しくは同項において準用する同法第 7 6 条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害す

るおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査会の調査審議の手続)

- 第22条の5 審査会の公開決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同法第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

- 第22条の6 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

- 第22条の7 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(瑞穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 第3条 瑞穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条中「瑞穂町個人情報保護条例(平成15年条例第3号)第10条の受託者等の責務」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

第1条による改正

公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(条例の適用範囲)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)から(7) 略</p> <p>第2条から第4条 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。</u></p>	<p>(条例の適用範囲)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)から(7) 略</p> <p><u>(8)瑞穂町情報公開条例(平成12年条例第28号)第22条第5項の規定により瑞穂町情報公開審査会の求めに応じて出頭した者(審査請求人及び実施機関の職員を除く。)</u></p> <p><u>(9)瑞穂町個人情報保護条例(平成15年条例第3号)第24条第5項の規定により瑞穂町個人情報保護審査会の求めに応じて出頭した者(審査請求人及び実施機関の職員を除く。)</u></p> <p>第2条から第4条 略</p> <p>別表 略</p>

第2条による改正

瑞穂町情報公開条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 救済手続及び救済機関(第21条—<u>第22条の7</u>)</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 救済手続及び救済機関</p> <p>第21条及び第21条の2 略</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第22条 略</p> <p>2から4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(<u>審査会の調査権限</u>)</p> <p><u>第22条の2 審査会は、必要があると認めるときは、</u> <u>諮問庁(前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この</u> <u>条及び第22条の4において同じ。)</u>に対し、 <u>情報(第7条第1項に規定する決定(第22条の</u> <u>5において「公開決定等」という。)</u>に係る <u>情報(第2条第2号に規定する情報をいう。)</u> <u>をいう。以下この条及び次条において同</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 救済手続及び救済機関(第21条—<u>第22条</u>)</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 救済手続及び救済機関</p> <p>第21条及び第21条の2 略</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第22条 略</p> <p>2から4 略</p> <p><u>5 審査会は、第1項に規定する審議のため必要</u> <u>があると認めるときは、審査請求人、実</u> <u>施機関の職員その他関係者の出席を求めて</u> <u>意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査</u> <u>をすることができる。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織</u> <u>及び運営に関し必要な事項は、規則で定め</u> <u>る。</u></p>

じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第22条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第22条の4 審査会は、第22条の2第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査会の調査審議の手続)

第22条の5 審査会の公開決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて適用する同法第5章第1節第2款(同法第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第22条の6 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第22条の7 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章及び第6章 略

第5章及び第6章 略

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

第3条による改正

瑞穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第13条 略 (個人情報の取扱い)</p> <p>第14条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第15条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)</u>の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。</p>	<p>第1条から第13条 略 (個人情報の取扱い)</p> <p>第14条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>瑞穂町個人情報保護条例(平成15年条例第3号)第10条の受託者等の責務</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第15条 略</p>